

議 事 録

※用語の定義

条例：寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

規則：寒川町指定管理者選定委員会規則

会議名	平成30年度 寒川町指定管理者選定委員会会議													
開催日時	平成30年10月29日（月） 午後2時00分～午後3時10分													
開催場所	寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室													
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>《出席委員》</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>学識経験者 [条例第12条第3項第1号]</td> </tr> <tr> <td>  企業経営に識見を有する者 [規則第2条第1項第1号]</td> </tr> <tr> <td>    社会保険労務士</td> </tr> <tr> <td>  行政運営に識見を有する者 [規則第2条第1項第2号]</td> </tr> <tr> <td>    神奈川大学法学部教授</td> </tr> <tr> <td>    寒川町まちづくり推進会議の代表</td> </tr> <tr> <td>町職員 [条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項]</td> </tr> <tr> <td>  常盤副町長（委員長）</td> </tr> <tr> <td>  深澤企画部長（副委員長）</td> </tr> <tr> <td>  野崎総務部長</td> </tr> <tr> <td>  亀山福祉部長（福祉活動センターの所管部長）</td> </tr> </table> <p>《対象施設の職員》 内田武秀（福祉課長）、原征大（副主幹）、山田真（主任主事）</p> <p>《事務局職員》企画政策課 高橋陽一（課長）、三沢忠広（主査）、山下道治（主任主事）、赤崎平（主任主事）</p>			学識経験者 [条例第12条第3項第1号]	企業経営に識見を有する者 [規則第2条第1項第1号]	社会保険労務士	行政運営に識見を有する者 [規則第2条第1項第2号]	神奈川大学法学部教授	寒川町まちづくり推進会議の代表	町職員 [条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項]	常盤副町長（委員長）	深澤企画部長（副委員長）	野崎総務部長	亀山福祉部長（福祉活動センターの所管部長）
学識経験者 [条例第12条第3項第1号]														
企業経営に識見を有する者 [規則第2条第1項第1号]														
社会保険労務士														
行政運営に識見を有する者 [規則第2条第1項第2号]														
神奈川大学法学部教授														
寒川町まちづくり推進会議の代表														
町職員 [条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項]														
常盤副町長（委員長）														
深澤企画部長（副委員長）														
野崎総務部長														
亀山福祉部長（福祉活動センターの所管部長）														
議 題	(1) 寒川町福祉活動センター指定管理者候補者の選定に係る審査について													
決定事項	条例第4条第2項の諮問に対する答申（委員会としての審査結果）の確定													
公開又は非公開の別	非公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため [規則第7条]											
議事の経過	<p>○開会</p> <p>○議題</p> <p>(1) 寒川町福祉活動センター指定管理者候補者の選定に係る審査について</p> <p>（委員長）議題の(1)「寒川町福祉活動センターの指定管理者候補者の選定に係る審査について」ということで、当該施設の候補者選定に関する審査に入ります。当該施設につきましては、1団体のみ応募でありました。寒川町公の施設の</p>													

指定管理者選定に係る選定基準では、各委員の合計点が最も高かったものを指定管理者の候補者とするとしており、応募が1団体のみであった場合の規定を設けておりません。よって、規則の第10条である「この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。」という委任規定に基づきまして、どのように審査を行うのか、最初に事務局の提案を聞き、皆さまに異論が無いようであれば、事務局からの提案方法により審査を進めてまいりたいと思います。それでは、事務局は説明してください。

(事務局) それでは、審査方法につきまして、事務局の考えを説明させていただきます。プレゼンや質疑に係る時間配分につきましては、まず応募団体より、20分間のプレゼンを行いまして、その後、10分程度の質疑を行うという形をお願いしたいと思います。また、採点につきましては、「寒川町福祉活動センター」の審査基準に基づき採点票を用いまして、5段階評価で採点を行うという方式でお願いしたいと思います。特に優れているものは5点、やや優れているものは4点、標準的であるものは3点、やや劣っているものは2点、劣っているものは1点とし評価をお願いします。審査項目は全部で22項目ありまして、合計得点は1人あたり150点満点になります。公募による募集、かつ複数団体から応募があれば、各応募団体の総合点により順位をつけ、最も得点が高い団体を候補者とするところですが、1団体のみ応募しかなかったため、今回は総合得点にボーダーラインを設け、それを上回ることで候補者として選定するという方式で審査をお願いできればと、事務局としましては考えてございます。委員7名の総合得点として、1050点を満点とし、ボーダーラインとしては、各項目において、5段階評価の標準点である3点を獲得したとして計算した1人あたりの合計点90点に、委員7名を乗じた630点、この630点をボーダーラインとし、その点数を超えた場合には、候補者とする形をとらせていただければと考えてございます。事務局からの提案は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

(委員長) ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見等ございますか。

(委員) 説明のボーダーラインを設けることには異論はないですが、評価に関して複数名出た場合には比較で評価が可能ですが、今回は1団体で比較対象がないところで、特に優れているや劣っている評価はどのようにしたらよいでしょうか。

(事務局) 可もなく不可もない場合には3点をつけていただきまして、そこを基準にして上なのか下なのかという観点で点数をつけていただければと思います。

(委員) 例えば1の(4)の他にない斬新で魅力的な事業内容が提案されているかでは、比較を念頭におかれていると思いますけれど、我々にその辺の感覚はゆだねられているとの理解でよろしいでしょうか。

(事務局) そのようにお願いできればと思います。

(委員) 分かりました。

(委員長) 他にご意見等がなければ、事務局の説明のありました、標準点である3点の総合得点をボーダーラインとする方法で審査を進めることといたしてよろしいでしょうか。

<委員同意>

(委員長) 次に、プレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、方向性等について、説明を聞きたいと思います。本日は、対象施設の所管である福祉課長が出席しておりますので、説明をお願いします。

(内田課長) 福祉課長の内田と申します。福祉活動センターの施設の概要と審査基準について、説明させていただきます。

福祉活動センターは、障がい者の福祉の向上及び福祉活動者の福祉の増進に資するための施設として、昭和 62 年 3 月に建設されました。施設の管理につきましては平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、現在の指定管理者は社会福祉法人翔の会が行っております。所在地につきましては寒川町岡田 610 番地、敷地面積や構造、主な施設は募集要項のとおりでございます。この施設は障がい者の福祉の向上と福祉活動者の福祉の増進を図る施設であり作業室や会議室を使用して事業者による障がい者の就労支援事業やデイサービス事業を実施しているほか、地域福祉の推進を目的として大会議室の貸し出し等も行っております。利用者としては年間延べ 9,500 人の方が来館され、多くは障害福祉サービスを利用されています。このようなことから町としましては障がい者の福祉の向上や地域福祉の観点を考慮した対応を指定管理者に求めているところでございます。続きまして審査基準についてご説明させていただきます。審査基準票をご覧ください。審査項目は大きく 7 項目に分かれております。その詳細基準の中で標準的な項目について 5 点満点、重要な項目と考えるものについては倍の 10 点満点として設定をしております。合計で 150 点満点となります。なお当センターの設置目的が障がい者の福祉の向上及び福祉活動者の福祉の増進に資するための施設であること、また、福祉的な配慮が特に必要なことから 1 の (1) 当該施設の目的を適切に理解できているか、1 の (2) 当該施設の管理運営に適切な取り組み方針が示されているか、1 の (3) サービスの向上に意欲的に取り組む姿勢があるか、3 の (1) 当該施設に関する専門知識を有しているか、また、人材を確保しているか、3 の (2) 住民ニーズを的確に把握できる能力を有しているか、3 の (3) 緊急時の体制及び対策は適切に計画されているか、3 の (5) 団体の経営基盤が安定しており、管理運営を継続的かつ安定的に行うことが可能か、7 の (1) 同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているかを有用なポイントとしてみていただければと思います。

以上で説明を終わります。

(委員長) ただいまの説明に対して何か質問等ありましたら、お願いします。

(委員) 審査基準の中に、施設の目的が障がい者の福祉の向上と福祉活動者の福祉の増進を図る施設という中で、倍率 2 倍の項目が挙げられていると思います。指定管理者制度については、中間的なモニタリング、総括評価がされていると思いますが、翔の会さんについては現在も指定管理者として指定をされている団体でありますので、7 項目目の実績や経験も重要視されていると鑑みますと、現在の指定管理の施設の目的に合った運用状況について担当として実績値をどう評価しているのかご紹介いただければと思います。

(内田課長) 平成 29 年度のモニタリングにおける総括評価におきましては、総合評価としましては、指定管理業務において概ね水準以上の内容で管理業務を行っているかと判断しております。その他個々の項目においてもマイナスになる項目はございません。全ての項目において標準的あるいはそれ以上にできているという評価をしております。

(委員) 分かりました。

(委員長) 他にございますか。それでは、応募団体に入室していただきますので、事務局は準備してください。

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。</p> <p style="text-align: right;">＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞</p> </div> <p>(委員長) それでは、会議を再開します。事務局から集計結果の報告をお願いします。</p> <p>(事務局) それでは、「寒川町福祉活動センター」の集計結果について報告させていただきます。「社会福祉法人 翔の会」の総合得点は、729点となり、ボーダーラインとしました630点を超えております。報告は以上です。</p> <p>(委員長) ただいま事務局から報告がありましたとおり、「寒川町福祉活動センター」につきましては、総合得点が729点で、ボーダーラインとした点数を超えておりますので、本委員会といたしましては、「社会福祉法人 翔の会」を「寒川町福祉活動センター」の指定管理者候補者とする旨を審査結果といたします。よろしいでしょうか。</p> <p>＜委員同意＞</p> <p>(委員長) 本日の議事につきましては、以上となりますが、委員の皆さんから何かございますか。</p> <p style="padding-left: 40px;">それでは、本日の議事は終了します。</p> <p>○閉会</p>
配付資料	資料：応募団体の申請書類（非公開）
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	委員長 常盤 哲弘 （平成30年11月30日確定）